那珂川沿岸農業水利事業(一期) 渡里揚水機場整備工事

特別仕様書

【当初】

関東農政局 那珂川沿岸農業水利事業所

第1章 総則

那珂川沿岸農業水利事業(一期)渡里揚水機場整備工事の施工にあたっては、農林水産省農村振 興局制定「土木工事共通仕様書」(以下、「共通仕様書」という。)及び国土交通省大臣官房官庁 営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)(令和7年 版)」(以下「建築工事標準仕様書」という。)に基づいて実施する。

なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、国営那珂川沿岸土地改良事業計画に基づき、渡里揚水機場の場内整備工事を実施するものである。

2. 工事場所

茨城県水戸市渡里町地内

3. 工事概要

本工事は、渡里揚水機場内の整備工事で、その概要は次のとおりである。

アスファルト舗装:987.0m2 U型側溝(U300A):111.0m

ネットフェンス(H=1500 mm): 141.0m

大形引戸式門扉: 2基

浸透桝(800mm×800mm): 4基 照明灯(H=3500 mm): 3基

4. 工事数量

別紙「工事数量表」のとおりである。

なお、工事数量表備考欄に「概」と表示した数量については、概算数量であるため、施工実績に基づき設計変更で処理するものとする。

第3章 施工条件

1. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天・休日等 13 日/月を見込んでいる。 なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇を含んでいる。

2. 施工しない日

原則、土曜日及び日曜日、年末年始休暇(12月29日~1月3日)は工事を行わない。 ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち週休2日の実施を取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。

なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない日においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

3. 施工しない時間帯

原則、午後5時00分から午前8時00分まで。

なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない時間帯においてやむをえず施工が 必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

4. 現場技術員

本工事は、共通仕様書「第1編第1章1-1-10」に規定している現場技術員を配置する。なお、氏名等については、別に通知する。

5. 工 期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期(工事開始日)及び終期を任意に設定できる。なお受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている 152 日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式1と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期:契約締結の日から令和8年3月16日(工事完了期限日)まで

※工事完了期限内における工期の変更については、受注者から変更理由が記載された書面での 協議を行うこと。

6. CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約(変更の場合は変更契約)工期をもって登録することとし、余 裕期間を含まないことに留意すること。

第4章 現場条件

1. 土質

本工事の施工場所の土質は、「粘性土」を想定している。

2. 関連工事

本工事に関連する工事は次のとおりであり、監督職員及び関連する工事責任者と十分連絡、打合せを行い、工事工程に支障が生じないよう調整しなければならない。

(1) 那珂川沿岸農業水利事業(二期)小場江堰幹線水路改修工事(その13)

(施工時期:令和7年8月~令和8年3月)

3. 第三者に対する措置

(1) 騒音・振動対策

- 1)騒音、振動対策については十分配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。
- 2) 施工時に第三者より苦情等が発生した場合には、速やかに監督職員に報告するものとする。

なお、第三者との協議において対策を講じる必要がある場合には、本工事に騒音、振動 調査を変更追加することがある。

(2) 保安対策

- 1) 交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員(指導教育責任者講習修了、指定講習または、基本教育及び業務別教育を受けた者)であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。
- 2) 交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

配置場所	交通誘導警備員	編成	昼夜別	交代要員 の有無
水戸市道常磐229号線 工事車両進入口	1名/日	1編成	昼間	無

(3) 交通対策

- 1)公道の通行に当たっては、一般車両の優先に配慮し、通行等に支障を及ぼさないよう留意するとともに事故防止に努めなければならない。
- 2) 資機材及び建設発生土の搬出等により、工事車両が公道を運行する際は、路面の汚損が生じないように留意するものとする。

(4) 防塵対策

防塵対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進 捗に努めなければならない。

なお、防塵対策が必要な場合は監督職員と協議するものとする。

(5) 安全対策

工事用車両の工事現場への出入りに際しては、必要な安全対策を講じるものとする。

なお、工事期間中における昼夜の安全対策については、交通制限の範囲、標識及び安全施設等の配置について、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

4. 隣接地に対する措置

本工事範囲及び周辺部の既設構造物については、工事着手前に位置・高さ等を測定し記録しておくものとする。

また、監督職員が指示する箇所については、工事実施期間中定期的に位置・高さ等を観測し監督職員に報告しなければならない。

なお、構造物に影響が生じると想定される場合、又は異常を発見した場合は、直ちに作業を中止し、応急措置を行うと共に、事後の処理については、監督職員と協議しなければならない。

5. 関係機関との調整

関係機関との協議は、発注者側において行うが、工事実施に際し必要となる交通規制、使用申請及び連絡調整は監督職員と打合せのうえ、受注者が行わなければならない。

第5章 指定仮設

1. 工事用進入路

(1) 工事用進入路は、一般道を使用することとしているので、一般車の通行に支障をきたさないよう十分留意しなければならない。

なお、現道の拡幅や隅切りが必要と判断される場合は、監督職員と協議しなければならない。

(2) 施工ヤードへの出入り口付近は、工事着手前の状態を確認するとともに、善良な道路使用にも関わらず道路が損傷する等の通行に重大な支障が生じる恐れがある場合には、監督職員と協議するものとする。

2. 現場発生材置場

本工事の施工に伴い発生する金属屑(現場発生材)の置場は別途、監督職員より指示をする。

なお、置場への搬出に際しては重量を計測し、また、付着するコンクリート等は可能な限 り除去するものとし、金属屑以外を持ち込んではならない。

発 生 品	搬出予定量
カラーガルバリウム鋼板等	4.619ton

3. 建設発生土受入地

(1)建設発生土受入地

建設発生土受入地は、次に示す場所とし、予定数量は次のとおりとする。

また残土の搬出に先立ち、工事数量表に示す土質試験を実施しなければならない。なお土質試験の結果に基づき建設発生土受入地を変更する場合がある。

種類	名称	地先名	搬出予定量	摘 要
普通土	御前山ダム 発生土置場	茨城県常陸大宮市 下伊勢畑地内	1,640m3	放土後整地

(2) 発生土(流用)

本工事の現場発生土は、建設発生土受入地に搬出するものとするが、本工事内で流用を行う発生土については、施工ヤード(資材置場)に仮置きするものとし、施工ヤードの使用に当たっては、隣接地に土砂等の流出が生じないように善良な管理を行うものとする。

なお、仮置き土に飛散の恐れがある場合は、監督職員と協議するとともに、対策を行うものとする。

第6章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地(以下、「工事用地等」という。)は、図面に示すとおりであり、次に示す期間に使用できる。

(1) 仮設ヤード

仮設ヤード 令和7年10月1日~令和8年3月31日

2. 工事用地等の使用及び返還

- (1)発注者が確保している工事用地等については、工事施工に先立ち関係地権者及び監督職員 立会いのうえ、用地境界、使用条件の確認を行わなければならない。
- (2) 工事用地等の返還に当たっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、監督職員及び関係地権者の立会のうえ、確認を受けなければならない。
- (3) 工事用地等以外の用地が受注者の都合により必要となった場合は、一切を受注者の責任により処理するものとするが、借地する場合及び返地する場合は、発注者に報告するものとする。

第7章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第8章 工事用材料

1. 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。

なお、JIS 規格品については、改正工業標準化法(平成 16 年 6 月 9 日公布)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により認証を受けた工場(JIS マーク表示認証工場)とする。

(1) 石材及び骨材

1) 再生クラッシャラン RC-40 JIS A 5001 準拠

2) 単粒度砕石 4号 JIS A 5001

(2) コンクリート

コンクリートは、レディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。

種類	呼び強度 (N/mm²)	スラ ンプ (cm)	粗骨材 の最大 寸法 (mm)	水 セメント 比 (%)	セメント の種類に よる記号	使 用 目 的
無筋	18	8	25 (20)	65 以下	BB	均しコンクリート
コンクリート						基礎コンクリート
鉄筋 コンクリート	21	12	25 (20)	60 以下	ВВ	門扉基礎コンクリート 土間コンクリートたたき

[※] 粗骨材最大寸法 25 mmは、地域的に骨材の入手が困難な場合 20 mmの使用を可能とする。

(3) コンクリート二次製品

1) 道路用鉄筋コンクリート落蓋式 U 型側溝 300×300×2000

2) 浸透桝 800×800×860

3) ボックスカルバート 内幅 800×内高 800×2000

4) ハンドホール 600×600×600

5) ブロック基礎 (ネットフェンス) 180×180×450

(4) アスファルト混合物

受注者は、アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定されたアスファルト混合物を使用する場合は、事前に認定書(認定証混合物総括表)の写しを監督職員に提出するものとし、アスファルト混合物及び混合物の材料に関する品質証明、試験成績表の提出及び試験練りは省略できる。

なお、これによらない場合は、製造会社の材料試験成績書、配合及び基準密度の決定に関する資料を、監督職員に提出しなければならない。アスファルト混合物は、アスファルトコンクリートを使用するものとし、混合物の標準配合は、「アスファルト舗装要綱(社団法人日本道路協会)」及び「舗装再生便覧(社団法人日本道路協会」)によるものとする。

(5) 鋼材類

1) 鉄筋 SD295A D10

(6) 鉄鋼材

- 1) ネットフェンス 合成樹脂被膜
- 2) 大型引戸式門扉 亜鉛めっき塗装
- 3) 鋼製グレーチング 落蓋式 U 型側溝 300 用 T-14 亜鉛めっき塗装

(7) 土木安定シート

強度 1,220N/5 cm、かつ厚さ 0.37 mm以上

(8) 埋設物表示テープ

幅 150 mm 2 倍折込 ポリエチレンクロス

(9) 木材

受注者は、設計図書に木材の使用について指定されている場合はこれに従うものとし、任意 仮設等においても木材利用の促進に留意しなければならない。

2. 見本又は資料提出

次に示す工事用材料は、使用前に試験成績書・見本・カタログ等を監督職員に提出して承諾を 得なければならない。

ただし、管材の検査報告書又は受検証明書は、検査後に提出するものとする。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材料名 提出物	材料	,	提出	物
---------	----	----------	----	---

石材及び骨材	試験成績書・粒度分布表・産地証明書
コンクリート	試験成績書・配合報告書
鉄鋼材	試験成績書・カタログ
コンクリート二次製品	試験成績書・カタログ
アスファルト混合物	試験成績書
土木安定シート	カタログ
埋設物表示テープ	カタログ
その他材料 (監督職員が指示するもの)	カタログ又は試験成績書

3. 資材の調達

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を 図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議する ものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類(実際の取引伝票 等)を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

資 材 名	規格	調達地域等	備考
敷鉄板	$22 \times 1,524 \times 6,096$	茨城県筑西市	仮設ヤード

第9章 施工

- 1. 一般事項
- (1) 水準点等

本工事に使用する基準点及び水準点は図面に示す、KBM.1(TP=11.365m) を使用するものとする。

水準点及び境界杭等は施工中に損傷しないよう留意し、移動の必要が生じた場合は監督職員に報告し指示を受けなければならない。

なお、基準点等の位置データは、測地成果 2011 に対応したものである。

(2) 検測又は確認 (施工段階確認)

- 1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。
- 2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。

工種	確認内容	確認時期・頻度	遠隔確認対象	備考
掘削	床付状況、基準高	初期床付け完了時		
1/山 円リ	地質状況	初期施工段階、地質変化時	0	
砕石基礎工 均しコンクリート	幅、厚さ、高さ	初期施工段階で1箇所		
鉄筋組立	かぶり、中心間隔	初期施工段階で1構造物につき1箇所	0	
道路路盤工	基準高、幅、厚さ	初期施工段階で1箇所 以降、構造変更毎に1箇所		

(3)中間技術検査

- 1)発注者から中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。
- 2) 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。
- 3) 契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、出来形図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員(以下「技術検査職員」という。) から提示を求められた場合は従わなければならない。
- 4) 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。
- 5) 中間技術検査及び修補に要する費用は、受注者の負担とする。

(4) 歩掛検証

本工事の施工に当たり材料の使用数量及び各工程の作業時間、労務配置等に大幅な違いが想定される工種については歩掛調査を実施し、監督職員に報告するものとする。

なお様式等詳細については監督職員より別途指示する。

2. 再生資源等の利用

(1) 再生資材の利用

受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。

資 材 名	規格	備考
再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン 13	舗装工
再生クラッシャラン	RC-40	路盤工、構造物基礎工

なお、舗装材に使用する場合等には「舗装再生便覧」((公社)日本道路協会発行)等を遵守しなければならない。

(2)建設資材廃棄物等の現場内利用

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物について、本現場内で利用可能か検討し、その利用方法等について監督職員と協議しなければならない。

なお、分別の徹底及び、適切な保管を行うものとする。

3. 建設資材等の搬出

(1) 本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これによりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材廃棄物	処理施設名	住 所	受入時間	事業区分
アスファルト廃材	大蔵生コンクリート (株) 有資リサイクリセンター	茨城県城里町下青山 970	8:00 ~17:00	中間処理
無筋コンクリート	大蔵生コンクリート (株) 有資リサイクリセンター	茨城県城里町下青山 970	8:00 ~17:00	中間処理
鉄筋コンクリート	大蔵生コンクリート (株) 有資リサイクリセンター	茨城県城里町下青山 970	8:00 ~17:00	中間処理

4. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

	工程	作業内容	分別解体等の方法
-	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
工程ごとの	②土工	土工工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
の作業内	③基礎	基礎工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
作業内容予備解体方法	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
解体方法	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
公	⑥その他 ()	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

注) ■が該当部分である。

5. 土工

(1) 掘削

- 1)掘削土は、埋戻し及び盛土また基礎工に流用するもののほかは、全て建設発生土受入れ地へ搬出しなければならない。
- 2) 掘削にあたっては、法面の崩壊に十分注意して施工しなければならない。
- 3) 法面崩落及び土砂落下の恐れが認められる時は、速やかに監督職員に連絡し、その処置について協議しなければならない。

(2) 埋戻し

- 1) 埋戻材は、現場発生土を考えており、締固め可能な良質土を用いるものとする。
- 2) 構造物周辺の埋戻し(施工幅 50 cm以内)は、一層の仕上り厚さを 30 cm程度にまき出しを行い、振動コンパクタ又はタンパを使用して締固めを行うものとする。
- 3) 前述以外の埋戻しは、適切な転圧機械を用いて締固めを行うものとする。 また、機械による締固めが不可能な箇所は、突き棒等により入念に締固めを行うもの とする。

(3) 作業残土処理

- 1) 建設発生土は、搬出量の検測を行うものとする。
- 2) 建設発生土の搬出に当たっては、公衆道路の汚損防止に努めるものとする。

- 3) 重大な影響を防止するために、新たな汚損防止対策及び交通対策等が必要となった場合は、監督職員と協議を行うものとする。
- 4) 建設発生土の搬出に先立ち、以下の試験を行い監督職員に報告するものとする。

試 験 項 目	数量	備考
土壌環境基準の分析項目	1試料	現場内発生土

6. 構造物撤去工

(1) 構造物取壊し

- 1) 受注者は事前に対象構造物の寸法、形状、再利用の可否について調査を行い、監督職員 へ報告を行うものとする。
- 2) 構造物取壊しに伴い、新たに振動・騒音対策の必要が生じた場合は、監督職員と協議を 行うものとする。

(2) 構造物撤去

再利用する構造物は、慎重に取り外しを行うとともに、損傷を与えないよう保管を行う ものとする。

(3) 運搬処理工

仮設電気室等の解体により発生した撤去物は事前に搬出量の検測を行い、監督職員へ報告するものとする。

7. 場内舗装工

(1) 路盤工

1) 場内舗装工

場内舗装は再生クラッシャラン(RC-40) を、一層仕上がり厚さ 15cm 以下とし所定の厚さになるように施工条件に合った機械により均平にまきだし、締固めを行うものとする。

2)表層工

- ① マーシャル試験に対する基準値は、舗装の構造に関する技術基準同解説書によるものとする。
- ② 表層工の施工に当たっては、プライムコート (アスファルト乳剤 PK-3) を 126 👯 /100 ㎡以上を路盤面に均一に散布し表層との密着を図らなければならない。
- ③ 表層工は施工条件に合った敷均し機械により、再生加熱アスファルト混合物を敷均し、施工条件に合った機械により締固めをしなければならない。

8. 原形復旧工

(1) 水田及び畑地復旧

1) 水田及び畑地は石礫等の雑物撤去を十分に行ったうえで耕起を2回行うものとする。

(2) 道路構造物

- 1) ガードレール等の道路構造物は再利用を計画している。
- 2) 著しい劣化等により再利用が不可となる場合は、監督職員と協議を行うものとする。

(3) 既設構造物

- 1) 記念碑、倉庫、車庫、物置の復旧に使用する鉄骨、石材等は再利用を計画している。
- 2) 著しい劣化等により再利用が不可となる場合は、監督職員と協議を行うものとする。
- 3) 記念碑等の設置をおこなう位置については、施設管理者の確認のうえ復旧するものとする。

第10章 施工管理

1. 主任技術者等の資格

主任技術者又は監理技術者は、共通仕様書第1編1-1-11に規定する(1)の資格を有するものでなければならない。

2. 施工管理

建築工事における品質及び施工管理については、農林水産省農村振興局制定「土木工事施工管理基準」によるものとする。なお、これらに定められていない事項については、あらかじめ監督職員と協議し、承諾を得るものとする。

3. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト (CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

- 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- 1) 受注者は、(1) の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電 子画像として同時に記録してもよいこととする。
- 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来 形管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記 1) に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案) 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時にURL(https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5)費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

第11章 設計変更等の業務

受注者は、設計変更が生じ、設計変更に必要な測量、数量計算及び図面の作成を監督職員から指示された場合は、それに応ずるものとする。

なお、その経費については、別途協議の上、設計変更に計上するものとする。

第12章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、 設計図書等に明示されていない場合の施工条件等の変更に該当する主な事項は次のとおりであ る。なお軽微な変更については、両者協議のうえ契約変更の対象としない場合がある。

- (1) 第2章4に示す工事数量表に変更が生じた場合
- (2) 第4章1に示す土質に変更が生じた場合
- (3) 土質調査が必要になった場合
- (4) 関連工事との調整により施工条件、施工方法等に変更が生じた場合
- (5) 振動・騒音対策の必要が生じた場合
- (6) 水替工及び湧水処理工が必要となった場合
- (7) 破砕の必要な転石の出現があった場合
- (8) 道路協議等、関係機関との調整により施工条件、施工方法等に変更又は追加が生じた場合
- (9) 被圧地下水が発生し、施工に支障をきたし対策が必要となった場合
- (10) 第4章3(2) に規定する交通誘導警備員に係わる諸条件に変更が生じた場合
- (11) 第4章3 (4) に規定する防塵対策の必要が生じた場合
- (12) 正常な運行によって舗装が破損した場合
- (13) 工事用道路及び進入路の構造に変更が生じた場合
- (14) 第6章に係る作業ヤードの使用条件に変更が生じた場合
- (15) 第9章2(1) に規定する建設資材廃棄物等の再利用方法等に変更が生じた場合
- (16) 新たな産業廃棄物が出現した場合
- (17) 土工収支(流用)に変更が生じた場合
- (18) 基礎地盤が所定の支持力を満たしておらず、基礎構造を変更する必要がある場合

- (19) 場内整備等の付帯構造物の構造、配置計画等に変更が生じた場合
- (20) 原形復旧を追加・変更する必要が生じた場合
- (21) 付帯構造物の追加又は変更が生じた場合
- (22) 工事用地の変更に伴う変更が生じた場合
- (23) 材料の種類・規格・数量に変更が生じた場合
- (24) 掘削機種及び施工方法等に変更が生じた場合
- (25) 他工事の影響により工事内容に変更が生じた場合
- (26) 洪水の発生等による河川の流況変化により仮設計画、施工方法、構造物等を変更する必要が 生じた場合
- (27) コンクリートひび割れ対策が必要となった場合
- (28) 防音及び防振、防塵処理が必要となった場合
- (29) 第三者との協議により変更が生じた場合
- (30) 歩掛調査の追加が生じた場合
- (31) 公共事業労務調査の対象となった場合
- (32) 現地精査により変更が生じた場合
- (33) 工事数量表の「概」と表示したものについて、精査のうえ数量または構造を変更する場合
- (34) その他、監督職員が必要と認めたもの

第13章 設計変更等の業務

受注者は設計変更の必要が生じ、契約変更に必要な測量設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応ずるものとする。なお、その経費については別途協議する。

第14章 その他

- 1. 契約後 VE 提案
- (1) 定義

「VE 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2 (設計図書の変更に係る受注者の提案) の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) VE 提案の意義及び範囲

- 1) VE 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。
- 2) ただし、次の提案は、VE 提案の範囲に含めないものとする。
 - ア) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
 - イ) 工事請負契約書第18条(条件変更等)に基づき条件変更が確認された後の提案
 - ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、 施工方法等の変更の提案

(3) VE 提案書の提出

1) 受注者は、(2)の VE 提案を行う場合、次に掲げる事項を VE 提案書(共通仕様書様式6

- -1~4)に記載し、発注者に提出しなければならない。
- ア)設計図書に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案理由
- イ) VE 提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)
- ウ)VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
- エ)発注者が別途発注する関連工事との関係
- オ)工業所有権を含む VE 提案である場合、その取り扱いに関する事項
- カ) その他 VE 提案が採用された場合に留意すべき事項
- 2) 発注者は、提出された VE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- 3) 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該 VE 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。
- 4) VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) VE 提案の適否等

- 1) 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から 14 日 以内に書面(共通仕様書 様式6-5)により通知するものとする。ただし、その期間 内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得たうえでこの期間 を延長することができるものとする。また、VE 提案が適正と認められなかった場合に は、その理由を付して通知するものとする。
- 2) VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。
- 3) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2 (設計図書の変更に係る受注者の提案)の規定に基づくものとする。
- 4) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条 (請負代金額の変更方法等) の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
- 5) 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する額(以下、「VE 管理費」という。)を削減しないものとする。
- 6) VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条(条件変更等)の条件変更が生じた場合 において、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるもの とする。
- 7) 発注者は、工事請負契約書第 18 条 (条件変更等) の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条 (請負代金額の変更方法等) 第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条 (条件変更等) の条件変更が生じた場合の前記⑥の VE 管理費については、変更しないものとする。 ただし、双方の責に帰することができない理由(不可抗力、予測不可能な事由等)により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) VE 提案書の使用

発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容を無償で使用す

る権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者が VE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った 受注者の責任が否定されるものではないこととする。

2. 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書第 1 編 1-1-39 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

・工事完成図書の電子媒体 (CD-R、DVD-R 又は BD-R) 正副 2部

3. 配置予定監理技術者等の専任期間

(1) 一般事項

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

また、現場への専任の期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く)事務手続き、後 片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を 要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日(例:「合格通知書」における日付)とする。

4. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者 代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」(農水省WEBサイト)を十分に理解のうえ、 対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議(施工条件確認会議)

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、総括監督員、主任監督員(主催)及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 工事円滑化会議(工程確認会議)

工事着手時および新工種発生時等、受発注者間において、現場代理人・受注会社幹部並びに 事業所長、次長、総括監督員、主任監督員(主催)、監督員が、現場条件、施工計画、工事工 程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。な お、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員の協議により定めるものとす る。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員(主催)、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員と協議し定めるものとする。

(4) 対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官(議長)・関係課職員、事業所長、次長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

(5) 建設コンサルタントの出席

上記(1)、(2) 及び(3)の会議に必要に応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信 交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。

(6) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、 打合せ記録簿(共通仕様書 様式-42) に記録し、相互に確認するものとする。

5. 現場環境の改善の試行

本工事は、だれでも働きやすい現場環境(快適トイレ)の整備について、監督職員と協議 し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(1) 内容

受注者は、現場に以下の $1\sim11$ の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。ただし、 $12\sim17$ については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須では無い。

【快適トイレに求める機能】

- 1) 洋式(洋風)便器
- 2) 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付きを含む)
- 3) 臭い逆流防止機能
- 4) 容易に開かない施錠機能
- 5) 照明設備
- 6) 衣装掛け等のフック付、又は荷物の置ける棚等(耐荷重を5kg以上とする)

【付属品として備えるもの】

- 7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- 8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫

- 9) サニタリーボックス
- 10) 鏡と手洗器
- 11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- 12) 便房内寸法 900mm×900mm 以上(面積ではない)
- 13) 擬音装置(機能を含む)
- 14) 着替え台
- 15) 臭気対策機能の多重化
- 16) 室内温度の調節が可能な設備
- 17) 小物置場 (トイレットペーパー予備置き場等)

(2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記(1)の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア〜カ及び【付属品として備えるもの】キ〜チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事(施工箇所)までとする。 また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、2基/工事(施工箇所)より多く 設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、 別途計上は行わない。

(3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

6. 現場環境改善費

- (1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2)以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。
- (3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を督監職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容(率計上分)
仮設備関係	①用水・電力等の供給設備②緑化・花壇③ライトアップ施設④見学路及び椅子の設置

	○ 日 改 弘 世 の 大 安				
	⑤昇降設備の充実				
	⑥環境負荷の低減				
営繕関係	①現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む)				
	②労働宿舎の快適化				
	③デザインボックス (交通誘導警備員待機室)				
	④現場休憩所の快適化				
	⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等				
安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識				
	等)				
	②盗難防止対策(警報器等)				
地域連携	①地域対策費(農家との調整、地域行事等の経費を含む)				
	②完成予想図				
	③工法説明図				
	④工事工程表				
	⑤デザイン工事看板(各工事PR看板含む)				
	⑥見学会等の開催 (イベント等の実施含む)				
	⑦見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営				
	⑧パンフレット・工法説明ビデオ				
	⑨社会貢献				

7. 週休2日による施工

- (1) 本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費(率分)、現場管理費(率分)を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。
- (2) 週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上の現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

- 1)対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。
- 2) 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない 状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは 可とする。
- 3)降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

- (3) 週休2日(4週8休以上)の実施の確認方法は、次によるものとする。
 - 1) 受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、 週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。
 - 2) 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施 状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記 録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。
 - 3) 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。
 - 4) 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合など があれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。
 - 5)報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。
- (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。
- (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、共通仮設費(率分)、現場管理費(率分)を補正し設計変更を行うものとする。

1) 補正係数

	月単位の週休2日			
	(現場閉所率			
	28.5% (8日/28日以上))			
労務費	1.02			
共通仮設費 (率分)	1.04			
現場管理費(率分)	1.05			

2) 補正方法

当初積算において月単位の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第25条(請負代金額の変更方法等)の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき積算変更を行う。週単位の週休2日を達成した場合は、上記①に示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休2日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領(模範例)の制定について」(平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。)別紙8(事業(務)所長用)に示す「7.法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

(6) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に 当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。

	夕称	区八	補正係数		
石 柳		△ 万	月単位		

土木	鉄筋工		1.02
	ガードレール工	設置	1.00
土木	区画線工		1.02
	排水構造物工		1.02
	構造物とりこわし工	機械	1.02
	仮設工事		1.01
建築	コンクリート工事		1.01
	型枠工事		1.01

8. 週休2日制の促進

本工事は、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書(以下「履行実績取組証明書」という。)の発行を行う工事である。

- 9. 地域外からの労務者確保に要する間接工事費の設計変更
- (1) 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費(以下「実績変更対象経費」という。)について、工事施工にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営 繕 費:労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 発注者は、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合(以下「割合」という。)を提示する。
- (3) 受注者は、契約締結後、(2) により発注者から示された割合を参考にして、発注者は別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書(以下「計画書」という。)を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更 実施計画書(以下「変更計画書」という。)を作成するとともに、変更計画書に記載した計 上額が証明できる書類(領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書)を添付して監督 職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6)発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出額した額」から「計画書に記載された共通仮設費(率分)と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4)の受注者から提出された証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。

- (7)発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。
- 10. 1日未満で完了する作業の積算
 - (1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算(以下、「1日未満積算基準」という。)は、変更積算のみに適用する。
 - (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
 - (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せで1日作業となる場合には、1日未満積算 基準は適用しない。
 - (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議 に必要となる根拠資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工パッケージ型積算基準 との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
 - (5) 災害復旧工事等で事後精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用 して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合に は、1日未満積算基準を適用しない。
- 11. 共通仮設費率分の適切な設計変更について
 - (1) 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費(以下「実績変更対象経費」という。)について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

運搬費:建設機械の運搬費 準備費:伐開・除根・除草費

- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合(以下「割合」という。)を提示する。
- (3) 受注者は、(2) により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書(以下「内訳書」という。)を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類(領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書)を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6)発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7)発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

12. 部分払いについて

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別添「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

- 13. 熱中症対策に資する現場管理費の補正
 - (1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。
 - (2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

ア真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

イ 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1月3日までの6日間、夏季休暇分として土日以外の3日間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

ウ 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

真夏日率 = 工期期間中の真夏日 ÷ 工期

- (3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。
- (4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。

なおWBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の 気象観測所で気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づいた気象 観測方法により得られ た計測結果を用いることも可とする。

- (5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。
- (6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

補正値(%) = 真夏日率(%) × 補正係数*

※ 補正係数:1.2

第15章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議する。

工期通知書

令和○○年○○月○○日

分任支出負担行為担当官 関東農政局那珂川沿岸農業水利事業所長 〇〇 〇〇 様

> 住所 商号又は名称 氏名

次のとおり工期を定めたので通知します。

工	客 名	〇〇〇〇工事						
工事	場所		○○県○○市○○					
契約予定	10000000000000000000000000000000000000			令和	年	月		日
工事の) 始期			令和	年	月		日
工	期		工		の 年	始月	期日	(〇〇〇日間)

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期(工事の始期及び終期)を記載する。